

第3回 香川県住生活基本計画検討委員会 議事録

○日時：令和3年12月17日(金) 13時00分～15時00分

○会場：香川県社会福祉総合センター

○次第：(議事内容)

- (1) 計画の素案について
- (2) 重点検討項目について
- (3) 検討スケジュールについて

○配布資料

- 資料1 計画素案
- 資料2 概要版
- 資料3 重点検討項目
- 資料4 検討スケジュール
- 資料5 委員名簿

○出席者：

(敬称略・順不同)

	氏名	所属	役職名	備考	出席
1	西成典久	香川大学経済学部教授	委員長		○
2	中島美登子	香川大学創造工学部准教授	副委員長		○
3	佐藤友光子	四国学院大学社会学部教授			○
4	倉岡健介	(一社)香川県建築士事務所協会事務局長			○
5	間島賢治	(一社)香川経済同友会代表幹事			○
6	大谷雅昭	(公社)香川県宅地建物取引業協会会長			○
7	高木康博	(社福)香川県社会福祉協議会常務理事			○
8	森高洋子	香川県消費者団体連絡協議会監事			欠
9	中橋恵美子	NPO法人わははネット理事			○

議事

【事務局】

(挨拶、資料確認及び委員紹介(省略))

それでは、審議に入る前に事務局より確認事項等がございますので、事務局からご説明をします。前回の委員会は書面開催となっておりますので、念のための確認ですが、委員会設置要綱第4条の通り、審議内容については原則公開ということになっております。

本委員会の議事の内容についても、前回ご了承くださいました通り、原則公開とし、議事録については、議事録作成後に皆さんにご確認いただき、発言委員氏名を伏せた状態で、公開するという形でよろしいでしょうか。

【委員】

全委員賛同のもと、事務局案の委員会の審議については、原則、公開することを了承いただいた。

【委員長】

議題に沿いながら、議事(1)の計画の素案について事務局から説明してください。

【事務局】

それでは資料に基づきまして内容の説明をさせていただきたいと思います。

まずは資料1、今回お示しする計画の素案をご覧ください。前回の検討委員会におきまして、第1章から第3章までを骨子案という形でお示しさせていただきましたので、今回は新たに追加した第4章の「住宅施策の推進に向けて」の部分、第3章の住宅施策の基本目標を踏まえました基本施策と数値目標について詳しく説明をさせていただきたいと思います。

続きまして資料2の方は、素案の概要案となっておりまして、今回最後の4ページのところで数値目標を追加しております。

現行計画との比較につきましては参考資料1-1をメインに、数値目標については参考資料1-2の新旧対照表でお示しをしております。参考資料1-3は今回の計画の巻末に添付する予定の本県の現状や将来推計などの統計資料の案になってございます。こちらについては時間の関係で本日は説明を省略させていただきますけれども、基本的には統計値の時点更新を中心に見直しを行ってございます。

第4章では、第3章の三つの目標ごとにそれぞれ基本施策を位置づけ、その下に具体的な施策内容や数値目標を定めておりますが、まず目標①の「安全で良質な住宅ストックの形成」に関する基本施策の一つ目につきましては、新築やリフォームによる質の高い住宅の確保という観点に加え、住宅取得に際しての市場整備や流通促進などを統合しまして、「良質な住宅ストックの形成と柔軟な住み替えを可能とする既存住宅流通の活性化促進」という形にしております。

その他の基本施策および個別の施策内容につきましては、基本的には現行計画の内容をベースに、今回見直しがありました国の全国計画を参考に、文書の補足や追加を行った他、目標と各施策の関係を見直し、全体的に整備を行っております。

おもだった変更内容としましては、これまであまり触れてこなかった民間賃貸住宅に関する良質なストック形成と市場整備の促進を新たに追加したほか、住宅ストックの適正な維持保全のためには、計画的な点検や修繕が必要であることや、住宅の流通や取得のための住宅支援の履歴情報の整備や紛争処理体制などの確保、適正な生産・流通・管理体制の構築などについて文書を補足しております。

また、木材の活用促進に役立つCLTなどの新しい技術の普及に関する情報提供について追加したほか、全国的に初期に建設された分譲マンションの築年数が経過していることなどから、マンション管理や建て替えを円滑に行うためのマンション関連法の改正が行われていることに伴い、各種制度の情報提

供やマンション管理適正化推進計画の策定推進など、地域の実情に即した県や市町の取組みなどについて記載を増やしてございます。

自然災害の大規模化や激甚化に対応するため、個々の住宅への対策だけではなく、住宅地や市街地における総合的な防災性の向上のため、移転や立地誘導、在宅避難への備えなど、減災やソフト対策との連動といった観点について新たな項目の追加や文章の補足をしているほか、住宅の耐震化の促進につきましては、前回の検討委員会でもお話しいたしましたように、今年度から実施しております県と市町の連携体制により、普及啓発を強化するため、アクションプログラムや各種防災計画に新たに掲げた取組み目標と連動させた内容とするため、大幅に内容を書き換えております。

目標①の最後の基本施策であります環境対策につきましては、ご案内のとおり、政府が打ち出した2050年カーボンニュートラルの実現に向け、高い省エネ性能を有する住宅や低炭素住宅の普及促進などに関する施策内容を追加するとともに、太陽光発電をはじめとする住宅関係の省エネに資する設備などの例示を充実させる文章の補足を行っております。

なお、カーボンニュートラルにつきましては、国において省エネ基準の見直しや支援制度など施策レベルの見直しが現在進行形で行われているという状況であり、引き続き国の動きを注視していく必要があると考えております。

次に、目標の②「多様なニーズに応じた居住環境の形成」に関することです。高齢者等につきましては、今回、全国計画と同様に、福祉施策をはじめとする関係分野との連携をより重視する記載としており、住宅施策だけでなく、住生活に関連する様々な施策や支援を連動させ、地域で継続的に暮らしていける居住環境づくりを目指しております。子育て世帯につきましては、働き盛りの世代でもあり、今回コロナ禍によるテレワークなどの普及など、居住と働く環境を両立させる、また通勤や職場にとらわれない、より良い環境での住生活のための施策という観点から、必要と考えられる利便性や共助の仕組み、子育てに必要な住まいの広さ、良好な周辺環境などを、ライフステージに応じて複数の選択肢から確保していけるような取組みを促進するという内容を新たに追加しております。

空き家対策につきましては、ご覧のように、今回記載内容を充実させております。空家法は施行されてから丸6年が経過し、同法に基づく初動的な取組みは、おおむね軌道にのってきたことから、今回は第2段階として、より総合的な空き家対策の取組みを中心に施策を盛り込む見直しを行っております。具体的には、これまで早急に対応が必要として最優先で取り組んでまいりました、老朽危険空き家の除却の促進や、市町による空家実態把握調査、空家等対策計画の策定等に加えて、管理不全空き家の発生の抑制や荒廃化の未然防止のための、所有者等への意識啓発や利活用の促進等を総合的に組み合わせ取り組んでいくことを目指しており、空き家に関する数値目標も今回、大幅に見直しております。

先ほどは高齢者・障害者等と子育て世代にフォーカスをしておりましたが、そうした世帯を含めた多世代を対象とした地域コミュニティの形成の観点からの共助、共生機能としてのまちづくりを基本施策としており、職住一体・近接、在宅学習の環境整備など、アフターコロナを念頭とした非接触型の環境整備促進にも触れております。

「住宅セーフティネット機能の整備」は3番目の最後の目標となります。基本施策の一つ目は、「公営住宅の適正な管理運営と計画的な供給の実施」としておまして、現行計画と同じ内容となっておりますけれども、本県は公営住宅を住宅セーフティネット施策の中心的な柱と位置づけております。

施策内容の二つ目の公営住宅長寿命化計画につきましては、県および各市町の計画におきまして、あらかじめ計画修繕や建て替え、改修などの実施年度を定めて、財政の平準化を図るとともに、数値目標としております、県内の公営住宅の供給を安定的に行うため、作成をしているものでございます。

基本施策の二つ目は、「住宅確保要配慮者等の居住の安定確保」としており、こちらは公営住宅を含めた、多様化する住宅確保要配慮者への対応につきまして、施策内容をまとめております。具体的には、優先入居などによる公営住宅の円滑な運用や活用促進のほか、公営住宅を補完するものとして位置づけている、住宅確保要配慮者を拒まない民間賃貸住宅として登録を行う、いわゆるセーフティネット登録

住宅制度の普及啓発、そして、関係者の連携による居住支援体制の構築といった、ソフト支援を含めた居住支援、生活支援の取り組みについて記載を充実させております。

最後に、これまで出てきました数値目標の考え方について説明をいたします。まず、長期優良住宅認定件数につきましては、現行計画期間中の実績が1,050件だったことから、目標値は概ね妥当なものであるという判断のもと、同じ目標値で継続的に取り組みを行ってまいります。

次に、住宅の耐震補助実施件数につきましては、先ほどご説明しましたように、今年度見直しを行いました、建築物耐震改修促進計画等の各種計画におきまして定めております目標値と整合を図り、件数目標を見直しております。なお、見直しの件数は、具体的には、令和7年における住宅の耐震化率目標である91%と連動させた目標件数としております。

次に、サービス付き高齢者向け住宅につきましては、実情としましては、現在の県内の登録数が81件であり、近年は登録数の増加が鈍化していることや、入居率が全国平均を若干下回っているといった状況などから、県内では今後、大幅な需要増は予想されないと思われることから、同様の目標値としてございます。

次に、空き家対策に関連する目標が三つほどございますけれども、空家等対策計画の策定市町割合につきましては、記載のとおり概ね達成をしております。それから、その他空き家数につきましては、国の目標にならって設定をしていますが、施策の成果やその効果等の関連性が不明確な目標となっているということもございますので、今回削除をし、新たに空家法等に基づき適切な対応がなされた管理不全空き家の数を設定することといたしました。こちらの方も新規の設定目標ですけれども、空き家対策の実施主体である市町による、法に基づく特定空家等に対する措置や苦情相談に対する口頭対応などの行政指導、そして除却に対する補助事業の活用等によりまして、実際に除却や補修等の適切な対応がなされた空き家の合計数を新たに指標として設定しているもので、空家法が施行されました平成27年度から昨年度までの累計実績であります2,296件に対して、法に基づく措置や行政指導をより一層進めることにより、現状ベースより対応が進むということを目指し、令和12年度までの累計で7,170件を目標として設定をするものでございます。

公営住宅の供給目標量につきましては、重点検討テーマの方で説明をいたします。

最後に居住支援協議会を設立した市町の人口カバー率です。こちらは、今回、全国計画にならない、項目を新設するものです。国におきましては、県レベルだけではなく、より住民に近い市町においても、居住支援協議会を設立することが居住支援の取り組みを進める上で有効であるとされておりまして、こうした目標を設定してございます。本県におきましては、現状、協議会を設立しているのは県だけで、市町レベルでの協議会設立の実績がないことから、まずは人口の多い市町から設立いただけるよう、働きかけを行っているところでございます。

長くなりましたが以上で素案の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【委員長】

ご説明ありがとうございました。重点項目の議論の前に、ここまででご質問ご意見お伺いできたらと思いますが、いかがでしょうか。

【〇〇委員】

数値目標について、二つの項目を削除し、新規に国の計画から二項目を追加していると思いますが、これ以外にも全国計画では成果指標、数値目標値があると思います。どういう考えでとり入れているか教えてください。

【事務局】

全般的な話としまして、まず、国の計画の中で、香川県計画の目標値として採用することが妥当かど

うかという判断をしております。

また、できるだけアウトプット・アウトカム目標といった、何らかの取組みをした成果という形での目標にしたいという思いがありまして、例えば「その他空き家数」に関しては、そうした理由から外したという経緯がございます。ただ、国の方では、引き続き指標として入っているので、まるで意識しないということではなく、何かしらの数値目標が立てられないか、ということは今後も検討したいと考えている状況です。

【〇〇委員】

次に「サービス付き高齢者向け住宅の登録件数」について、件数のみの記載ではなく戸数を記載しないと実際に住宅のイメージが湧いてこないのではないかと、どれだけの高齢者をカバーできるかわかりにくいのではないかと思います。

もう一つ、国の計画では、高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー性能および断熱性能を有する住宅の割合とか、高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合という二つありますが、そちらの方が高齢者に対しての数値目標としては妥当ではないかなと思います。

【事務局】

サービス付き高齢者向け住宅の数値目標に関しまして、確かに戸数を併記するという話はあるのかなと思います。件数の考え方に関しましては、近年ですと、登録廃止となった物件もあり、実情としては登録数を増やしていくというよりは、登録数を維持する状況にあると考えております。

他の数値目標にした方が良いのではというお話については、これまでも採用していない理由としまして、実績を検証するようなデータを収集する手段がないため、採用を見送ったという経緯がございます。

【〇〇委員】

県の計画の数値目標に入れていない項目については、実数が取りにくいということですね。

サービス付き高齢者住宅については、目標として記載するのであれば、戸数を入れるかどうかも含めて検討していただきたいと思います。

【事務局】

表現について検討させていただきます。

【委員長】

ありがとうございます。その他はいかがでしょうか？

【〇〇委員】

空家法等に基づき除却等の適切な対応がなされた管理不全空き家の数を、次期計画で大幅に増加されるという目標を出していますが、何かこの新しい法律がつけられるとか、相続の新制度ができる見通しが立ちそうだとか、国からの情報などがあるのでしょうか。

【事務局】

はい。冒頭でも説明しましたように、空家法成立から丸6年が経過したということもありまして、国の方でも法律の見直しを含めた対応が必要か今年度、検討を実施しています。結論としましては法改正に至るほどの制度の見直しが必要ということにはなっておりませんで、具体的には国の基本方針やガイドライン等、今おっしゃっていただいたような相続の問題や利活用とか、除却の際の問題点を、うまく運用するための事例集など、実務レベルでの運用の円滑化に向けた動きというのがございました。

数値目標については、空家法に基づく特定空家等の措置をもう少し頑張ってもらって、それと、市町へ相談に来た件数に対して対応できた割合が現状で27パーセント程度となっており、それを30パーセント程度に引き上げた場合の数値目標となっています。

数字が大きく増加しているように見えるのは、累計件数で記載しているためかと思います。

【〇〇委員】

市町村の中には支援をしないと、技術職員が不足していて対応できないところが多々あるのかなというふう思っておりまして、そうした中で、今までやってきた実績がある市の人たちが指導役というかそういった形で支援をしていただくということが今後必要のかなというふうに思っております。

【委員長】

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

【〇〇委員】

管理不全空き家の累計の表現方法について、平成27年から令和2年は実績ですね。なぜ平成27年からの15年間の期間で表現しているのでしょうか、令和3年から令和12年までの10年間の計画というような感じでしたら、7,170件から2,296件を引いた数字が目標になるのでしょうか。

【事務局】

表現について検討させていただきます。

【〇〇委員】

居住支援協議会とありますが、具体的な内容について教えてください。

【事務局】

居住支援の取組みに関して協議等を行う組織です。関係団体、県・市町、県の中でも住宅部局と福祉部局等々が構成員になっています。

【〇〇委員】

ここで言う公営住宅とは、市営とか、県営、国営があるのかどうか。そのあたり教えてもらってよろしいでしょうか。

【事務局】

供給目標量に関する公営住宅の定義だと思われまますが、これは県営住宅と市町営住宅含めたすべての住宅となっております。国営というのはありません。またUR住宅等は含まれておりません。

【委員長】

続いて（2）重点検討項目について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

続きまして、重点検討項目について説明させていただきます。本日も議論いただく内容は、住宅セーフティネット、いわゆる住宅確保支援について、議論をいただければと思っております。

資料3をご覧ください。住宅セーフティネットの中心的役割を担う公営住宅については、今後供給数を安定的に確保するため、計画的な長寿命化等のストック改善や、居住性向上を推進するとともに、地

域の実情や世帯の需要動向等を踏まえつつ、世帯属性に応じた柔軟な住戸の供給を図ることが求められております。

セーフティネット登録住宅、こちらは民間の賃貸住宅を住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録したのになります。そちらを公営住宅の補完的位置づけとし、今後は専用住宅の登録数の増加を図るとともに、家賃低廉化補助を活用して、公営住宅と同等の家賃設定を実現することを想定しております。

行政の住宅福祉再犯防止関係部局等や居住支援協議会という支援法人等が連携し、入居時のマッチング・相談等入居中の見守り、緊急時対応、就労支援等の住宅確保要配慮者が必要とする居住支援や生活支援等が確実に届くように情報共有や体制整備を図る必要があると考えております。

今後は空き家対策等との連携も含め、住み替えや一時居住を容易にする仕組みの構築を図ることも求められております。

国の施策目標について説明いたします。まず一つ目が、住宅確保要配慮者の住まいの確保、を第一の目標としております。二つ目に、福祉政策と一体となった住宅確保要配慮者の入居生活支援となっております。国の数値目標に関しては居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率を令和2年時点で25%のものを令和12年で50%にするとなっております。

本県の取組みの方向性について、公営住宅については、セーフティネット住宅のメインを担うものとして、真に住宅に困窮する世帯の需要の把握につとめ、計画的かつ柔軟な供給を行い、また適切な管理・改修等を通じて健全な住宅ストックを維持および基本性能の向上を図っていきたいと考えております。

セーフティネット住宅に関しては、引き続き登録制度の普及に務め、登録住宅の確保を図るとともに、専用住宅の確保や家賃低廉化補助制度の活用を図っていきたく思っております。ここでいう専用住宅というものは、住宅確保要配慮者のみ入居可能というような形で登録した物件となっております。現状、県内では、専用住宅の戸数は非常に数が少ないので、これを増やしていければと考えております。

県の数値目標といたしまして、まず公営住宅の供給目標量は継続的な数値目標となっております。平成28年から令和2年まで3,200戸、平成28年から令和7年で6,400戸だったのを、令和3年から令和7年で2,700戸、令和3年から令和12年で、5,200戸という目標になっております。もう一つの数値目標といたしまして、居住支援協議会を設立した市町の人口カバー率、こちらは新たな数値目標になりますが60%としております。住生活基本計画の素案の内容に関しては資料1の構成となっております。

以上、ここまで本日の重点検討テーマであります、住宅セーフティネットについて、お示ししている見直しの方向性の他、協議ご議論いただき、各委員の皆様からご意見を頂戴したいと考えております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

【委員長】

ご説明ありがとうございます。ご質問ご意見どちらでも構いません、ありましたらお願いします。

【〇〇委員】

現在の公営住宅の充足率、ニーズ等について、教えてください。

感覚的に言うと、公営住宅は、あまり利用されていない、あるいはその居住環境があまり良くないのではないかと感じます。

今、通常の家賃収入で購入できるというので、ここのところ1,000戸ぐらい、中心地でマンションができていて、そこに移る人にとっては、前に住んでいた住居が空き家となり、そうすると、もっと家賃も下がるかもしれない。ですから、はたして本当にそのあたりのニーズとか、今の環境や充足率、その辺りについて、教えていただけたらと思います。

【事務局】

まず充足率について、令和2年度末の状況といたしまして70%程度の入居状況となっており、古い建物ほど空き家率が高いという状況になっております。

ニーズに関してですが、年々減少傾向にあり、今後の供給計画は、県営住宅のみに限ってお話させていただければ、建て替えは想定しておらず、既存の古いストックを改善することで居住性の向上を図って、安定的に供給する計画となっております。

【委員長】

その他のご意見等、お願いします。

【〇〇委員】

古いストックを改善していくということですが、空き家が多い公営住宅に関して、少しずつ段階的に転居していただきながら、公営住宅の跡地の土地を利活用の方にまわしていくなどの、そういった計画は、今後有り得るのでしょうか。

【事務局】

現状古くなっている団地に対し移転促進し、集約するという計画は行っていると聞いております。

【〇〇委員】

公営住宅以外の空き家の利活用もすごく重要ですが、公営住宅の利活用というので、使っていなかった集会所等を利用して、福祉施設に利用いただいたりとか、福祉の色んなことをやっていただいたりとか、いろんな形で支援の手を入れることができるきっかけになるのかと思います。ぜひ、そうしたところに使っていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

【委員長】

その他のご意見等、お願いします。

【〇〇委員】

居住支援協議会は現在では、県では組織され、市町では、まだ設置されていないように思われますが、県と市町の役割分担を教えてください。

【事務局】

これからの話にはなってきますが、居住にお困りになっている方の情報を即時にキャッチし、対応する窓口は、県の方では実際問題、難しいというところがございますので、できればやはり即時に対応して居住支援のマッチングを図るとか、そういった役割を、市町さんの方をお願いすることになるかと思えます。

県の居住支援協議会の役割は、県内の居住支援の取組みを広域的に調整することや、全国の先進事例を紹介し、協議会構成員で勉強するといったことになると思えます。

【委員長】

ありがとうございます。その他、ご意見ご質問等いかがでしょうか。

【〇〇委員】

よくまとめられているな、というふうに思いました。一般的にこの住生活基本計画について、県民が

興味を持ってこの計画をキャッチアップするかというと、何かちょっと遠い計画のような気がして、あまり関心が向かない話なのかなと思いました。ですが、自分の日々の暮らしの場所であるとか、暮らしぶりっていうことを考えたときに、すごく大切な部分だと思います。例えば計画の目的に書いてありますが、「県民の豊かな住生活の実現」という表現について、具体的にイメージしづらいように思います。例えば、「QOL」のように、生活の質が良くなる、思い描くような暮らしぶりができるといった、イメージしやすいアプローチ、広報、周知ができれば良いのではと思いました。

【事務局】

ありがとうございます。ご指摘のとおり、こういった計画は抽象的な表現にとどまってしまうという悩みがあります。県内市町でも温度差があり、書けるものと書けないものの選別が大変難しく、結果的に、県計画としては、非常に漠然とした表現にとどまってしまう面がどうしてもあるのですけれども、施策レベルで、ご指摘のような、具体的でわかりやすい表現や発信の方法で、何か打ち出せるようなものが可能にできればと考えています。

【〇〇委員】

供給目標量について、この供給というのは、新たな供給ということですか。

【事務局】

建て替えて戸数が増えるものを含め、募集に対して入居に至った戸数です。

【〇〇委員】

新築はもうないわけですよ。新たに作ることはないとなったら、どんな増やし方があるのでしょうか。

【事務局】

既存の公営住宅のストックを中心に募集をかけていくという話になりますので、計画的に改修を行い、耐用年限を伸ばし、募集できる住戸の数を増やす、計画的に増やしていくというような対応になります。

【〇〇委員】

県全体の公営住宅管理戸数とその総数に対する県営住宅の割合を教えてください。

【事務局】

統計資料に県全体の公営住宅戸数を記載しております。

【〇〇委員】

管理戸数は計画期間内において大きく変わらないということでしょうか。

【事務局】

耐用年限が過ぎたものは用途廃止を進めますので、管理戸数は年々減っていくものと想定しています。

【〇〇委員】

国の方で定めている公営住宅の割合等があるかと思うのですが、香川県はどの程度の位置付けになるのでしょうか。

【事務局】

世帯数に対する公営住宅の供給数ということでしょうか。申し訳ありませんが、県の方では、そういった割合は把握できておらず、回答は難しいです。

【〇〇委員】

以前、基礎自治体のこういった公営住宅の見直しの時に、建替えに関する議論をしまして、その際に、目指している戸数の妥当性について見る時に、煩雑で非常に難しく、ある程度、国の方針や、全体と比べてどうかというところでしか判断ができませんでした。県の方で、方針を明確にすることで基礎自治体の方での検討が行いやすいのでは、と思いました。

【事務局】

全国的に、押しなべて一定の割合という押さえ方ではありませんが、国の統計調査をもとに、低所得世帯や、収入に比べて家賃負担率が高い方等の推計を行い、計画期間中の、本来であれば公営住宅にはいられるべき、県内における困窮状況や類型別での要支援世帯数の推計を行っております。

これに対して、実際の供給数を対比し、カバーできるかどうかの判断は行っておりまして、このニーズの方が今後、中長期には世帯数の減少により減っていき、その範囲内でできるだけ建て替えてをせずに、長持ちをさせて戸数を確保していくと、大まかに言うとそういう考え方で設定をしております。

そういう意味では、ニーズに対しての供給数はカバーできるような形で推計をしているという状況にはなっており、推計値の妥当性については、一応国の方の目も入っているという状況ではございます。

【〇〇委員】

公営住宅の用途廃止除却後の、敷地の利活用等については、本計画には入ってこない内容になるのでしょうか。

【事務局】

残地の利活用といった話は、副次的には当然、集約の結果出てくるものですが、こちらの計画そのものの趣旨とは別の話にはなってくると思いますので、別のところでの議論になるかと思えます。

【〇〇委員】

用途廃止するか、改善し利用を続けるかの線引きが非常に難しいかと思うのですが、それは現場での判断ということでしょうか。

【事務局】

ストック改善の計画については、住生活基本計画よりはむしろ公営住宅の長寿命化計画の方で定めているという状況です。

【委員長】

その他ご意見いかがでしょうか。

【〇〇委員】

基本的に今の公営住宅はリフォームするだけで建替え計画はないということですが、今だと、人口減少等により土地はある程度あるので、空き地利用等で、良い場所に新たに建物を建てて、耐用年数を超えたものは除却し、集約を進めたほうが、かえってコストもかからず、福祉を含めて環境が改善されニーズが増えるのではないかと思います。予算もあるので可能かどうかは分かりませんが、民間活用な

ども含め、根本的に発想を変えるというのも一つの方法ではないかと思えます。

【事務局】

ありがとうございます。確かにそういう声も、一般的な議論としてはございまして、現状は改修により対応していますが、今後、耐用年数の関係もあり、建替え等に関して議論が必要になる時期が必ず来るだろうとは思っています。民間住宅を借り上げて公営住宅とする制度等もございしますので、おそらく将来的にはそのような形で必要数を確保しつつ、世帯数の趨勢に従って、公営住宅そのものの数は減らしていくというようなソフトランディングの仕方もあるのかもしれませんが、まだそういうところまで議論が至っていないのが現状です。

【〇〇委員】

個人的には将来ではなく、今だなという感じです。先延ばしするといつまでたっても前に進まないです。

【〇〇委員】

住宅確保要配慮者としては、高齢者の方が多くなっている。高齢化が進行していく中で、こうした公営住宅は基本的には自分たちで共益費等を回収したりしなければならず、コミュニティ活動が難しい方たちが運営していく中で、どの様に生活支援を入れていくのかということが、これから重要になってくると思っています。その中で、集会所を活用してそこに地域包括ケアのサロンやNPO法人の方たちを入れ、そこで活動していただいて、元気に健康な暮らしを長くしていただく期間を延ばしていく、そういう事も考えられるところがございます。ぜひそういった利活用により、住んでいる方たちが住んで良かったという風に思っただけの環境づくりをしていただけると、高齢社会に対して希望になると思っています。ぜひ頑張っていただけたらなと思っております。

【事務局】

ありがとうございます。ご指摘のとおりで、やはり居住支援の話の議論を始めると福祉施策と連携するということが不可欠だと実感しています。

住宅政策だけではなく、地域包括ケア施設や支援センター等、対人間という意味での支援ということを念頭に置き、福祉部局との連携を進めていく必要があると思っております。

【委員長】

ありがとうございます。その他ご意見ご質問等ありますでしょうか。では（3）検討スケジュールについて事務局から説明をお願いします。

【事務局】

今後のスケジュールについて説明させていただきます。資料4をご確認ください。

今回の検討委員会の結果を反映した素案を、12月24日から来年1月24日までの1ヶ月でパブリックコメントの募集を予定しております。第4回の検討委員会では、パブリックコメントを反映した計画の最終案の確認をしていただくことを想定しております。スケジュールは以上になります。

【委員長】

ありがとうございます。スケジュールについては問題ないと了解しました。特に他になければ、この委員会は終了したいと思います。

【事務局】

委員の皆様方ありがとうございました。それでは最後に次回の検討委員会の日程について、先ほど説明がありましたように、次回は2月上旬を開催予定としているところです。日程等の調整につきましては、委員の皆様方に別途ご案内を差し上げたいと思いますので、お忙しいとは存じますが、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

では以上をもちまして、第3回香川県住生活基本計画検討委員会を閉会させていただきます。長時間のご審議まことにありがとうございました。